

十日町市

居住誘導区域図

(十日町市立地適正化計画 (令和7年3月31日 策定) に定める区域)



居住誘導区域

〈補足〉敷地が区域の外にわたる場合は、敷地の過半の属する区域の規定を適用
(建築基準法 第91条 「過半主義」による)

